給付奨学金と第一種奨学金の活用について



Q:給付奨学金を利用していると、第一種奨学金(無利子)が減額されてしまうと聞いて、 どのように利用したらよいか悩んでいます。



A: <u>給付奨学金に採用されると、加えて授業料等の減免をセット</u>で受けることができます。 どちらも、第一種奨学金と違って原則返還の必要がありません。

第一種奨学金は調整されますが、不足があれば、第二種奨学金を利用することもできます。

✓給付奨学金は、授業料等の減免をセットで受けられ、しかも原則返還の必要がありません。

(住民税非課税世帯の場合、基本的に、給付奨学金+授業料減免の支援額のほうが、第一種奨学金を借りられる額よりも多くなります。)

- ✔給付奨学金は、口座への振込となります。授業料減免の支援額は口座には振り込まれませんが、授業料が減免されます。
- ✓ 奨学金として<u>手元に振り込まれるお金を多く確保しておく必要がある</u>場合、<u>第一種奨学金には併給調整(※)が</u>あるため、第二種奨学金(有利子)等、さまざまな支援の利用をご検討ください。
 - ※【併給調整】給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の借りられる金額が調整されます。 (振込額がO円になる場合もあります)。 第二種奨学金には併給調整はありません。

【1年間の支援額を比較してみました】

(私立大の2年次以降に在籍している方の例)

・給付奨学金を利用せずに 第一種奨学金を利用した場合



	第一種奨学金 (無利子)		
	貸与月額 (A)	貸与額(年間) A×12月=(B)	
自宅	¥54, 000	¥648, 000	
自宅外	¥64, 000	¥768, 000	

支援額 (年間) B	口座に振り 込まれる金額 (年間) B
¥648, 000	¥648, 000
¥768, 000	¥768, 000

・給付奨学金と共に第一種奨学金を利用した場合 (住民税非課税世帯の方が満額の支援を受けるケース)

	(返還不要) 給付奨学金		(返還不要) 授業料減免
	支給月額 (C)	支給額(年間) C×12月=(D)	減免上限額 (E)
自宅	¥38, 300	¥459, 600	¥700, 000
自宅外	¥75, 800	¥909, 600	¥700, 000

	第一種奨学金 (無利子)		
	貸与月額 (A)	貸与額(年間) A×12月=(B)	
自宅	¥0	¥0	
***************************************	併給調整	整により減額	
自宅外	¥0	¥0	

支援額 (年間) D+E+B	口座に振り 込まれる金額 (年間) D+B
¥1,159,600	¥459, 600
¥1,609,600	¥909, 600

※給付奨学金にお申し込みをいただいても、審査によりご利用いただけない場合があります。

上記の額は最大まで支援を受けることができる場合のケースであり、実際は、支援の区分や学校種別等により金額が異なります。

調整される第一種奨学金の額も、同様に異なります(給付奨学金を利用しながら、第一種奨学金の貸与を受けることができる場合もあります)。